

(照会先)  
社会保険業務センター  
企画調整課 井上、佐野  
電話直通 3595-2679(1月18日(水))  
電話直通 5344-1109(1月19日(木)以降)

平成18年1月18日  
社会保険庁

## 裁定請求書の事前送付にかかるお知らせの再送付について

### 1 事象の概要

厚生年金保険に統合された旧共済組合の組合員期間に基づく退職共済年金等の受給権者であって、厚生年金保険の被保険者期間がないものについては、60歳に到達する3ヶ月前に、老齢基礎年金の受給権が65歳から発生する旨のお知らせを送付しているところであるが、今般、このお知らせの一部の基礎年金番号の印刷に誤りが判明した。(別紙1参照)

### 2 事象の原因

旧共済組合の組合員期間に基づく退職共済年金等を受けている者については、システム上の判定が行えないため、個別に該当者リストを出力し、それぞれの受給要件の判別を行った後、手作業によりお知らせを作成することとしている。その際の基礎年金番号の突合作業が不十分であったことが原因である。

### 3 対象者数

26名(1月10日発送分)

【参考】平成17年10月以降、同様のお知らせを送付した件数 約5万7千件

### 4 対応

- (1) 対象者の方には、1月18日にお詫びの手紙(別紙2)と修正したお知らせを送付する。
- (2) 防止策として、裁定請求書の事前送付にかかる事務処理マニュアルを改善するとともに、これに基づく事務処理の徹底に努める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

誤った番号を印字

〇〇 〇〇様 (基礎年金番号：1234-567890)

社会保険庁 社会保険業務センター

## 老齢年金のお知らせ

(旧共済組合加入期間をお持ちの方へ)

あなたは、65歳から老齢基礎年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生します。また、厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方は同時に老齢厚生年金の受給権も発生します。65歳になる3か月前に、年金を受けるための手続きに必要な「裁定請求書」をお送りいたします。

## ○ 年金加入期間の確認について

あなたの基礎年金番号に登録されている年金加入期間は、下表のとおりです。内容を確認していただき、この表に記載されていない年金加入期間（基礎年金番号以外の年金手帳記号番号で加入していた期間など）があると思われる場合は、お近くの社会保険事務所にご相談ください。また、共済組合等の加入期間については、加入していた各共済組合等に確認してください。

## あなたの年金加入期間（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

厚生年金保険加入期間（注1）	か月
船員保険加入期間（注1）	か月
国民年金加入期間（納付済月数）	か月
国民年金加入期間（全額免除月数）	か月
国民年金加入期間（半額免除月数）	か月
国民年金加入期間（学生納付特例月数）	か月
共済組合等加入月数（注2）	か月
旧〇〇共済組合加入期間（注3）	か月
年金加入期間合計	か月

（注1）厚生年金保険に坑内員として加入していた期間と、船員保険に加入していた期間は、昭和61年3月までは、実際の月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、実際の月数を5分の6倍して加入期間を計算しています。

（注2）共済組合等加入月数は、共済組合等から社会保険庁に情報提供されている月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間は表示されない場合があります。共済組合等加入期間と他制度の加入期間が重複している場合は、それぞれの加入月数を表示しています。

（注3）平成9年4月1日に厚生年金保険に統合された旧JR、旧JT、旧NTT共済組合加入期間及び平成14年4月1日に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合加入期間のうち、旧共済組合法による退職共済年金または退職年金の計算の基礎となった月数を表示しています。

なお、退職共済年金または退職年金の計算の基礎とならなかった期間については厚生年金保険の加入期間に含まれています。

○ 国民年金の任意加入について

国民年金では、60歳前の加入すべき期間に保険料の免除や未納などの期間がある場合、満額の老齢基礎年金を受けられません。年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳までの間、任意加入することができますので、お近くの社会保険事務所やお住まいの市区町村にご相談ください。

○ 「特別支給の老齢厚生年金」が受けられる場合

旧共済組合加入期間と厚生年金保険の加入期間を合算して12か月以上（厚生年金保険の加入期間のみで1か月以上）ある方は、旧共済組合加入期間を除いた厚生年金保険加入期間分について60歳から64歳までの間、「特別支給の老齢厚生年金」が受けられます。

あなたは、現時点において基礎年金番号で管理している厚生年金保険の加入期間がありませんが、65歳になるまでの間に新たに厚生年金保険に加入し、加入期間が1か月以上となった場合は、厚生年金保険の資格を喪失した（退職した）時点で「特別支給の老齢厚生年金」の請求を行ってください。

この手続きについては、お近くの社会保険事務所等にご相談ください。

○ 老齢基礎年金の繰上げ受給を希望される場合

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、60歳から64歳までの間でも請求を行えば繰り上げて年金を受けられます。この場合の手続きについては、お近くの社会保険事務所やお住まいの市区町村にご相談ください。

なお、老齢基礎年金を繰り上げて受ける場合は、次の点にご留意ください。

- ① 老齢基礎年金の額は生涯にわたって減額されます。
- ② 繰り上げて受給の手続きをした後は、障害基礎年金や寡婦年金を受けることができません。
- ③ 国民年金の任意加入者であるときは、繰上げ受給はできません。

○ 裁定請求書の送付前に住所を変更された場合

65歳になる3か月前に社会保険庁から「裁定請求書」をお送りいたしますので、60歳を過ぎて国民年金または厚生年金保険に加入していない方も、それまでの間に住所変更された場合は、お近くの社会保険事務所へ住所変更の手続きをお願いします。

<お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、下記の『ねんきんダイヤル』、社会保険事務所及び年金相談センターにお問い合わせください。

イイロウゴ

**『ねんきんダイヤル』 0570-05-1165**  
受付時間 AM8:30~PM5:00（土、日、祝日を除く）

※『ねんきんダイヤル』は、電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用になれません。お手数ですが他の電話機でおかけ直しいただくか、お近くの社会保険事務所等をご利用ください。

※ 社会保険事務所または年金相談センターへ来訪される場合の所在地やお問い合わせ先、受付時間等につきましても、上記の『ねんきんダイヤル』でご案内しております。また、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) にも掲載しています。  
(年金相談センターは、来訪によるご相談のみ対応しています。)

〇〇 〇〇 様 (基礎年金番号：XXXX-XXXXXX)

### 「老齢年金のお知らせ」の訂正について (お詫び)

日頃から社会保険事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、先に当センターからお送りしました「老齢年金のお知らせ (旧共済組合加入期間をお持ちの方へ)」の中で、「基礎年金番号」の記載に誤りがあることが判明いたしました。

つきましては、正しい「基礎年金番号」を記載した「老齢年金のお知らせ (旧共済組合加入期間をお持ちの方へ)」をお送りいたしますので、先にお送りしたお知らせにつきましては、お手数ながら破棄していただきますようお願いいたします。

当方の不手際をお詫び申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ願います。

平成18年1月 日

社会保険業務センター

**【お問い合わせ先】**

社会保険業務センター 記録管理部  
記録提供課

電 話：0422 (72) 0463